

「(仮称)新南大隅ウインドファーム 環境影響評価方法書」に対する環境の
保全の見地からの知事意見

1 総括事項

- (1) 環境影響評価を実施するに当たっては、関係法令等を遵守するほか、鹿児島県環境基本計画及び南大隅町の第 2 次総合振興計画等に記載のある環境に配慮すべき事項についても十分勘案するとともに、地域住民等の意見に十分配慮すること。
- (2) 本事業計画の検討に当たり、今後適切な方法により調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）、工事用道路（道路の拡幅工事等を含む。）を検討し、環境への影響の回避又は低減に努めること。
また、配置等を決定するに当たり、環境の保全の見地から検討した経緯及び内容については、準備書以降の図書に適切に記載すること。
- (3) 環境保全措置の検討に当たっては、複数案の比較を行い、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
また、環境への影響の回避又は十分な低減ができない場合は、風力発電設備の設置基数の削減のほか、事業計画の見直しを含めて検討すること。
- (4) 環境影響評価を実施するに当たっては、重要な動物の生息や植物の生育が確認されるなど新たな事実が判明した場合には、速やかに県及び南大隅町に報告し、協議を行うとともに、必要に応じて専門家などの意見を聴取し、選定項目などの見直し又は追加を検討の上、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (5) 本事業計画では、風力発電設備等の配置等が確定していないことから、準備書においては、これらを明確に記載するとともに、適切な調査、予測及び評価を行い、実施する環境保全措置と併せて記載すること。
なお、調査を行うに当たっては、適切な調査地点・期間を設定するとともに、その理由を準備書に記載すること。
- (6) 準備書の作成に当たっては、事後調査（建設工事及び供用後の環境の状況を把握するための調査）の要否について検討するとともに、事後調査結果において、予測範囲を超える影響が確認された場合は、その対処方法を検討すること。
- (7) 本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と協議・調整を十分に行い、準備書以降の環境影響評価手続を実施すること。
また、事業計画、環境調査及び工事内容等に関する情報については、環境影響評価に係る図書をインターネットにおいて継続して閲覧できるようにすることを含め、地域住民及び南大隅町に対し、積極的に情報公開及び説明を行うこと。

2 個別事項

(1) 大気環境に対する影響

ア 大気環境への影響については、風力発電設備等の規模や各種工事に伴い想定される残土の発生量を考慮し、建設工事等で使用する建設機械の種類や数量並びに、資材及び機械の運搬等に用いる車両の種類、台数及び通行経路について、その内容を準備書に具体的に記載するとともに、大気質（窒素酸化物、粉じん等）についても追加を検討の上、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

イ 風力発電所の稼働に係る騒音及び超低周波音の調査、予測及び評価を行うに当たっては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」の内容を参考にするとともに、過去の被害事例等も調査し、風力発電設備等の配置等、稼働制限等の措置を含め、風力発電所の稼働後に当該影響が確認された場合の対策についても十分に検討を加え、それらの結果を準備書に具体的に記載すること。

ウ 調査地点の選定に当たっては「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和2年11月経済産業省）の参考手法によって行い、調査地点ごとの選定理由を準備書に具体的に記載すること。調査期間等についても同様とし、これによらない場合は理由を準備書に明記すること。

(2) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、風車の影による生活環境への影響を回避又は低減すること。

(3) 水環境に対する影響

ア 対象事業実施区域及びその周辺には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域並びに水道原水の取水河川を含む複数の河川等が存在しており、土地の改変に慎重を要する区域である。

本事業の実施により、土砂・濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念されることから、水道事業者等と協議の上、工事の影響及び水道水源等への影響を適切に把握できる地点を調査地点に設定するとともに、工事中的水環境のモニタリングの実施及び土砂・濁水の流出を最小限に抑えるための土砂流出防止措置の検討を実施し、水環境への影響を回避又は低減すること。

また、沈砂池などの土砂流出防止措置については、その規模、算定根拠及び維持管理の方法を準備書に記載すること。

イ 本事業の実施に伴う土地の改変により雨水排水量の増加が懸念されることから、雨水排水量の増加による河川への影響についても、調査、予測及び評価を行

うこと。

(4) 動物、植物、生態系に対する影響

ア 対象事業実施区域及びその周辺は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき指定された佐多岬鳥獣保護区が設定されているほか、クマタカなど重要な動植物の生息・生育地となっている可能性があり、サシバ等の希少猛禽類である渡り鳥の主要な渡り経路となっていることから、動植物に対する影響が懸念される。

風力発電設備等の配置等及び工事用道路（道路の拡幅工事等を含む。）の検討に当たっては、県、南大隅町及び専門家等の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、動植物への影響を回避又は低減すること。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、コウモリ類を含む哺乳類の本格的な調査がなされていないことから、未知種も想定して適切な調査を行うとともに、今後の詳細な調査で、対象事業実施区域内に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）及び鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（平成15年鹿児島県条例第11号）で指定されている種が確認された場合、国及び県との協議を行うこと。

なお、バードストライクやバットストライクについては、最新の知見等を踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。

イ 対象事業実施区域及びその周辺は、ミカゲサワガニ等の重要な水生生物の生息地になっている可能性があることから、沢等湿潤な地域の有無を確認し、当該範囲及び区域内に調査地点の追加を検討すること。

ウ 風力発電設備等の設置に伴う森林伐採により、哺乳類等の動物の行動、生息地の利用状況の変化や植生の変化等による影響が考えられるため、適切に調査、予測及び評価を行い、森林伐採による生態系への影響を回避又は低減すること。

また、法面等の緑化においては、生態系への影響を回避又は低減すること。

エ 対象事業実施区域及びその周辺には、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき指定された霧島錦江湾国立公園や県立自然公園条例（昭和33年鹿児島県条例第27号）に基づき指定された大隅南部県立自然公園があり、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林が存在するなど、自然環境の保全上重要な地域が含まれている。

これらの地域に風力発電設備等の配置等を検討する場合は、保安林を原則除外するよう検討するとともに、自然環境に対する影響が最小限となるよう適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 景観及び人と自然との触れ合いの場に対する影響

対象事業実施区域の周辺は、霧島錦江湾国立公園や大隅南部県立自然公園に指定されており、霧島錦江湾国立公園内には「大泊野営キャンプ場」等の主要な眺望点

及び人と自然との触れ合いの場が存在しており，眺望景観及び人と自然との触れ合いの場への影響が懸念される。

このことから，風力発電設備等の配置等の検討に当たっては，周囲の環境と調和した景観が保全されるよう「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」に基づき，県及び南大隅町との協議を実施するとともに，国（霧島錦江湾国立公園の管理者），県（大隅南部県立自然公園の管理者），南大隅町及び専門家，地域住民及びその他の利用者の意見を踏まえ，主要な眺望点からの眺望の特性，利用状況等を把握した上で，フォトモンタージュ等を作成し，垂直見込角，主要な眺望方向及び水平視野も考慮した適切な調査，予測及び評価を行い，眺望景観及び人と自然との触れ合いの場への影響を回避又は低減すること。

(6) 廃棄物等に係る影響

本事業計画の今後の検討に当たっては，建設残土及び廃棄物の発生量を可能な限り抑制する計画とするとともに，建設残土については発生量，処分方法及び処分場所を，廃棄物については種類ごとの発生量及び処分方法を具体的に準備書に記載すること。

また，大雨時において，土砂災害の発生のおそれがあることから，建設残土の処分については，尾根にある谷部分を埋める方法は極力避けること。

(7) その他

ア 地球温暖化防止の観点から，工事の実施における温室効果ガスの排出削減について，検討すること。

イ 本事業に係る温室効果ガス排出量の削減効果等について，森林の伐採による二酸化炭素吸収量の減少及び建設機械の稼働による温室効果ガスの発生と風力発電による排出量削減を比較することにより明らかにし，準備書以降の図書に適切に記載すること。

ウ 建設残土や資材等の置き場については，水環境，動物，植物及び生態系等への影響を及ぼす場合が考えられることから，水道水源の位置等に留意の上，必要に応じて水道事業者や専門家等へ意見聴取し，調査，予測及び評価を行い，影響を回避又は低減すること。

エ 事業実施に当たっては，風力発電設備等の工事中及び供用時における風化土層の崩壊・流出，斜面維持に係る調査を行うとともに，地質や含有する重金属等の有害物質についても調査を行い，適切に予測及び評価を行うこと。

オ 風力発電設備等の配置等の検討に当たっては，南大隅町の意見を踏まえ，防災行政無線，携帯電話及び地上デジタル放送の受信障害，電波障害のおそれについて，あらかじめ南大隅町，放送事業者及び通信事業者等との協議を行うこと。